

日本学術会議提言「研究活動における不正の防止策と事後措置 ～科学の健全性向上のために～」について

日本学術会議においては、従前より科学研究における健全性の向上に関する取組を実施。

- ・報告「科学における不正行為とその防止について」の公表（平成15年6月）
- ・報告「科学におけるミスマンダクトの現状と対策」の公表（平成17年7月）
- ・声明「科学者の行動規範について」の公表（平成18年10月）

しかしながら…

- 依然として、研究不正に関する事案が発生
- 東日本大震災を契機に研究者の責任の問題がクローズアップ

- 声明「科学者の行動規範—改訂版—」の公表（平成25年1月）
- 会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」公表（平成25年7月）
- 「科学研究における健全性の向上に関する検討委員会」設置（平成25年8月）
→平成25年12月の提言に向け、集中的に審議。

「研究活動における不正の防止策と事後措置～科学の健全性向上のために～」

研究不正を防止するための実効性ある措置として、以下のような取組の実現を提案。

●事前防止策

- ①行動規範教育の普及啓発活動
- ②行動規範に基づく研修プログラムの作成
- ③研究機関における研修プログラムによる行動規範教育の必修化
- ④競争的資金申請時等における行動規範教育既修の義務化
- ⑤競争的資金に基づく雇用時の行動規範教育既修の義務化
- ⑥競争的資金による研究助成に基づく契約時の誓約書提出
- ⑦研究機関及び科学者コミュニティにおける組織ガバナンスの確立
- ⑧研究機関における不正への対応等に係る調査
- ⑨データの保存及び公開

●事後対応策

- ・研究機関における対応措置の強化
→当該研究機関において第三者委員会（外部有識者が半数以上）を設置して速やかに処理
→公益通報受付機関を設置
- ・研究不正に関する第三者機関
→当該機関における対応が不十分である場合、外部の科学者コミュニティに第三者機関を設置
- ・研究不正事案の公表
→研究不正事案を公開して再発防止に努めるとともに、研修プログラムの拡充に活用

提言

研究者

高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に科学研究を遂行

研究機関

- ・倫理綱領、行動規範を制定・整備し普及、浸透
- ・申立て受理、審理、裁定の手続を明確化・周知

研究資金 配分機関

- ・研究機関・組織における手続の規程や実施を監視
- ・研究不正が生じた場合の最終的判断と必要な措置

科学者 コミュニティ

- ・研究機関・組織による研究不正の調査に専門家を派遣
- ・発生した研究不正の学問上意味や重みについての見解の提示

《日本学術会議の役割》

- ・「科学者の行動規範—改訂版—」の普及、研修プログラムの作成支援
- ・科学者コミュニティのガバナンス確立に対する助言と支援
- ・第三者委員会及び第三者機関の求めに応じた専門家の選定・派遣